

2025年7月1日
株式会社 鹿児島銀行

「グリーンローン／ソーシャルローン／サステナビリティ・リンク・ローン」の 取扱開始について

鹿児島銀行（頭取 郡山明久）は、「グリーンローン／ソーシャルローン／サステナビリティ・リンク・ローン」の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

当行では、グリーンローン／ソーシャルローン／サステナビリティ・リンク・ローンの提供により、環境および社会的課題の解決に資するお客さまの中長期的な事業活動を支援するとともに、地域社会づくりに貢献してまいります。

記

1. 商品概要

グリーンローンは、環境保護や持続可能な開発を目的としたプロジェクトや事業、ソーシャルローンは社会的課題解決を目的としたプロジェクトや事業を対象とした融資です。

サステナビリティ・リンク・ローンは、環境的・社会的に持続可能な経済活動や発展の促進および支援することを目的とし、具体的にはお客さまのサステナビリティ・パフォーマンス向上のために、経営戦略と整合した重要業績評価指標（KPI）と、その取り組み目標であるSPTsを設定し、SPTsの達成状況に応じて金利が変動する融資です。

（1）グリーンローン

特 徴	・「グリーンローン原則」・「グリーンローンガイドライン」への適合性について、株式会社日本格付研究所から第三者意見を取得 ・資金の追跡管理や融資実行後のレポートイングを通じ透明性を確保
資金使途	環境問題への取り組みに資する以下のプロジェクトに限定 ・再生可能エネルギー ・省エネルギー ・クリーンな運輸 ・グリーンビルディング

※なお、お借入には当行所定の取扱条件ならびに審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に沿うことができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) ソーシャルローン

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・「ソーシャルローン原則」・「ソーシャルボンドガイドライン」への適合性について、株式会社日本格付研究所から第三者意見を取得 ・資金の追跡管理や融資実行後のレポーティングを通じ透明性を確保
資金使途	社会的課題解決を目的とした以下のプロジェクトに限定 <ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉 ・子育て

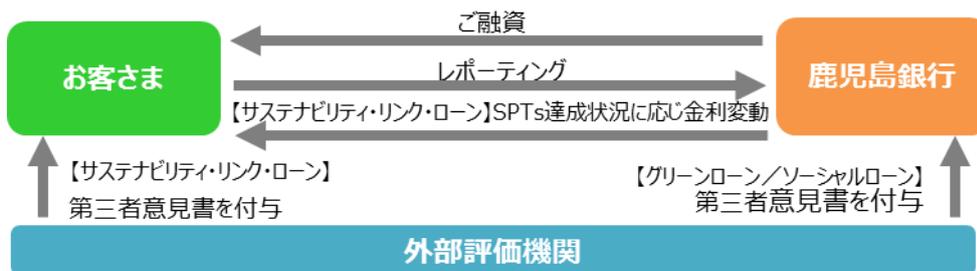
※なお、お借入には当行所定の取扱条件ならびに審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に沿うことができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(3) サステナビリティ・リンク・ローン

特 徴	S P T s の達成状況に応じた金利変動
資金使途	企業のE S G戦略に合わせた幅広い企業活動に関するもの

※なお、お借入には当行所定の取扱条件ならびに審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に沿うことができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. スキーム図



3. 取扱開始日

2025年7月1日 (火)

4. 対応するSDGs



- 目標 1. 貧困をなくそう
- 目標 3. すべての人に健康と福祉を
- 目標 4. 質の高い教育をみんなに
- 目標 5. ジェンダー平等を実現しよう
- 目標 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 目標 8. 働きがいも経済成長も
- 目標 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 目標 10. 人や国の不平等をなくそう
- 目標 11. 住み続けられるまちづくりを
- 目標 12. つくる責任 つかう責任
- 目標 13. 気候変動に具体的な対策を
- 目標 15. 陸の豊かさも守ろう
- 目標 16. 平和と公正をすべての人に
- 目標 17. パートナリシップで目標を達成しよう

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
 鹿児島銀行 営業統括部
 TEL : 099-239-9713 (ダイヤルイン)

株式会社鹿児島銀行による 「かぎんサステナブルファイナンス(グリーンローン/ソーシャルローン)フレームワーク」のグリーンローン原則等への 適合性に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、株式会社鹿児島銀行による「かぎんサステナブルファイナンス(グリーンローン/ソーシャルローン)フレームワーク」のグリーンローン原則等への適合性に関し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見書は、株式会社鹿児島銀行が策定した、顧客向けのグリーン又はソーシャルローン(以下、総称して「本ファイナンス」)に係る投融資方針であるサステナブルファイナンス・フレームワーク(本フレームワーク)について、以下の原則等(以下、総称して「関連原則類」)への適合性を確認したものである。

グリーンローン	ソーシャルローン
グリーンローン原則	ソーシャルローン原則
グリーンローンガイドライン	ソーシャルボンドガイドライン

株式会社日本格付研究所(JCR)は、関連原則類で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として以下の2種類の評価を行った。

1. 鹿児島銀行の貸出スキーム・体制の関連原則類への適合性

上記で示す関連原則類は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境・社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに用途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。したがって、グリーンローン原則及びソーシャルローン原則に示されている4原則(1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング)すべてが鹿児島銀行に求められるわけではない。本フレームワークに対する評価としては、関連原則類に示される4原則のうち、「1. 資金使途」と鹿児島銀行の本フレームワークで定めた資金使途の適格クライテリア及び対象となる投融資を選定する体制やプロセスが「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」における要求事項を満たしているかに評価内容を絞って、JCRは確認を行った。

2. 本フレームワークに基づき実行される個別ファイナンスの関連原則類への適合性

鹿児島銀行が本フレームワークに基づき顧客に対して実行される個別ファイナンスについては、4原則全てに対する適合性について、JCRは確認を行った。この結果、JCRは、本フレームワークで設定された適格クライテリアは、関連原則類で資金使途として認められたプロジェクト等を対象としていること、鹿児島銀行が本ファイナンスの実施に際して適切な実施体制を整備していることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則類に適合していることをJCRは確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社鹿児島銀行
「かぎんサステナブルファイナンス
(グリーンローン／ソーシャルローン) フレームワーク」

2025年7月1日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 4 -
II. 第三者意見の評価項目	- 4 -
III. サステナブルファイナンス貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	- 5 -
1. サステナビリティ方針	- 5 -
1-1. 評価の視点	- 5 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 5 -
2. 適格クライテリアの設定	- 9 -
2-1. JCR の評価の視点	- 9 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 9 -
3. 実施体制とプロセス	- 12 -
3-1. JCR の評価の視点	- 12 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 12 -
IV. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性	- 15 -
1. 関連原則類における要求事項への対応状況	- 15 -
V. 結論	- 16 -

<要約>

本第三者意見書は、株式会社鹿児島銀行が策定した、顧客向けのグリーン又はソーシャルローン（以下、総称して「本ファイナンス」）に係る投融資方針であるサステナブルファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）について、以下の原則等（以下、総称して「関連原則類」）への適合性を確認したものである。

グリーンローン	ソーシャルローン
グリーンローン原則 ¹	ソーシャルローン原則 ³
グリーンローンガイドライン ²	ソーシャルボンドガイドライン ⁴

株式会社日本格付研究所（JCR）は、関連原則類で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として以下の2種類の評価を行った。

1. 鹿児島銀行の貸出スキーム・体制の関連原則類への適合性

上記で示す関連原則類は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境・社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに用途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。したがって、グリーンローン原則及びソーシャルローン原則に示されている4原則（1. 資金用途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）すべてが鹿児島銀行に求められるわけではない。本フレームワークに対する評価としては、関連原則類に示される4原則のうち、「1. 資金用途」と鹿児島銀行の本フレームワークで定めた資金用途の適格クライテリア及び対象となる投融資を選定する体制やプロセスが「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」における要求事項を満たしているかに評価内容を絞って、JCRは確認を行った。

2. 本フレームワークに基づき実行される個別ファイナンスの関連原則類への適合性

鹿児島銀行が本フレームワークに基づき顧客に対して実行される個別ファイナンスについては、4原則全てに対する適合性について、JCRは確認を行った。

この結果、JCRは、本フレームワークで設定された適格クライテリアは、関連原則類で資金用途として認められたプロジェクト等を対象としていること、鹿児島銀行が本ファイナンスの実施に際して適切な実施体制を整備していることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則類に適合していることをJCRは確認した。

¹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

² 環境省「グリーンローンガイドライン 2024年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

³ LMA, APLMA, LSTA "Social Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

⁴ 金融庁「ソーシャルボンドガイドライン 2021年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、鹿児島銀行が策定した、顧客向けのグリーンローン又はソーシャルローンに係る投融資方針である本フレームワークについて、以下の関連原則類への適合性を確認することを目的としている。

グリーンローン	ソーシャルローン
グリーンローン原則	ソーシャルローン原則
グリーンローンガイドライン	ソーシャルボンドガイドライン

本フレームワークは、鹿児島銀行が顧客に対して実行する投融資のうち、資金用途を環境・社会に正のインパクトをもたらす（又は負のインパクトを低減する）投融資に限定したもの（グリーンローン、ソーシャルローン）について、関連原則類で定められた4原則を満たすための要件、及び、当該要件を満たす本ファイナンスを鹿児島銀行が実行するための体制を定めたものである。

II. 第三者意見の評価項目

今回の評価対象は、鹿児島銀行が2025年6月に策定するフレームワークである。以下は、本第三者意見に含まれる評価項目である。

1. 鹿児島銀行のサステナブルファイナンス⁵貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性
 - 1-1. サステナビリティ方針
 - 1-2. 適格クライテリアの設定
 - 1-3. 実施体制とプロセス
2. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

⁵ グリーンローン及びソーシャルローンを総称してサステナブルファイナンスとする

III. サステナブルファイナンス貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

1. サステナビリティ方針

1-1. 評価の視点

本項では、鹿児島銀行のサステナビリティの取り組みと方針について以下の点を評価する。

- (1) 経営陣が、サステナビリティへの取り組みを経営の優先度の高い重要課題と位置付けている。
- (2) サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されている。
- (3) サステナビリティ経営におけるサステナブルファイナンス実行の意義が整理され、社内に周知されている。

1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) 九州フィナンシャルグループ（九州 FG）・鹿児島銀行のサステナビリティの考え方
銀行持株会社である九州 FG は、株式会社肥後銀行及び鹿児島銀行を中核とし、九州 FG 証券株式会社などの連結子会社 23 社⁶で構成されている。九州 FG は、パーパス、ビジョン、バリューの理念体系を基軸として、地域の未来を創造していくことを目指している。

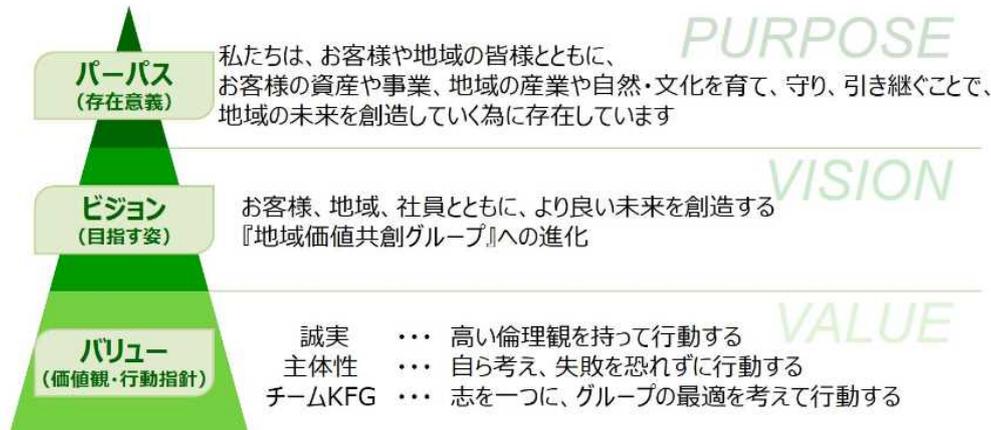


図1：九州 FG のグループ理念体系⁷

九州 FG は、南九州の経済・社会の発展、環境的持続可能性の達成を経営戦略の中心に据えて、グループ総合力を発揮し新たな事業の創造に挑戦していくことを目指している。グループ経営理念の実践は、「お客様価値」「社会価値」「社員価値」を高めることであり、その結果がグループの業績に繋がり、「株主価値」も高めていくものと考えている。

九州 FG は、持続的な発展及び社会づくりに資する取り組み強化を目的に、グループ共通の「サステナビリティ宣言」を策定し公表している。鹿児島銀行は、この宣言に基づいて取り組みを進めている。

⁶ 九州 FG ウェブサイト（2025年7月1日時点） <https://www.kyushu-fg.co.jp/company/vision/know/>

⁷ 九州 FG ウェブサイト 「九州フィナンシャルグループの理念体系」 <https://www.kyushu-fg.co.jp/company/philosophy/>

表1：九州FGのサステナビリティ宣言概要⁸

私たち九州フィナンシャルグループは、国連が定めた持続可能な開発目標であるSDGsの趣旨に賛同し、全役職員が主体的に取り組むことを宣言します。

1. 持続可能な社会づくりへの取り組み
私たちは、環境にやさしい経営の実践を通じ、お客様や地域の皆様お一人おひとりが、将来にわたって幸せや満足を実感できる社会づくりに取り組みます。
2. 地域経済発展への取り組み
私たちは、地域価値共創グループの力を最大限に発揮し、お客様・地域の課題解決を支援することで、持続的な地域経済の発展に貢献します。
3. 普及・拡大への取り組み
私たちは、お客様や地域の皆様との対話を深め、地域全体が持続可能な社会となるように活動の輪を広げます。

鹿児島銀行は、九州FGの「サステナビリティ宣言」に基づき、国連が提唱するSDGsの実現と地域課題の解決を目指すため「サステナビリティ全体構想」を制定し公表している。4つの重要課題への取り組みを推進し、企業理念に基づいた従来からの「ESG経営の徹底」を行うことで、地域の持続的な発展と当行の企業価値向上を図り、SDGsの実現を目指していくこととしている。



図2：鹿児島銀行のサステナビリティ全体構想⁹

⁸ 九州FGウェブサイト「サステナビリティビジョン」 <https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/vision/>

⁹ 鹿児島銀行ウェブサイト <https://www.kagin.co.jp/investor/RegionalContributionActivity/sdgs.html>

(2) 九州 FG・鹿児島銀行のサステナビリティ推進体制

九州 FG は、持続可能な地域社会と自社の価値創造の実現に向けて、SDGs に関わる取り組みの管理・推進体制を強化している。代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置し、SDGs に関わる取り組みの進捗状況の報告を3カ月毎に行っている。報告と決議事項は少なくとも年1回取締役会に報告し、取締役会からの監督を受けている。また、九州 FG に「サステナビリティ統括室」、肥後銀行と鹿児島銀行に「サステナビリティ推進室」を設置し、グループ各社で緊密に連携して全社横断的な SDGs 浸透と推進を行っている。

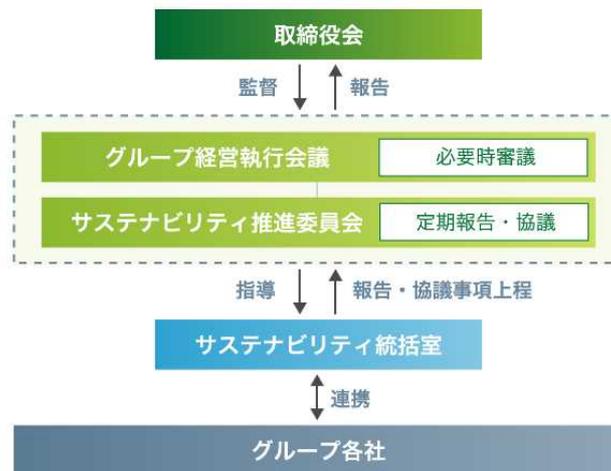


図3：九州 FG のサステナビリティ推進体制¹⁰

(3) 九州 FG・鹿児島銀行の責任投資の基本方針

九州 FG は、2020年9月に責任銀行原則に署名¹¹し、その取り組みに係る開示を行っている。九州 FG は、本署名を通じて持続可能な地域社会実現、そして世界の持続可能な開発目標達成に貢献していくことを目指している。

表2：九州 FG の責任銀行原則へのこれまでの取り組み¹²

<p>インパクトの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● UNEP FI のインパクトレーダーを活用したサステナビリティ優先課題の特定 <p>目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域経済の持続的成長（指標：ESG 投融資実行額） ● 気候変動対策（指標：CO₂ 排出量） <p>ガバナンス体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ関連方針の制定 ● サステナビリティ推進委員会の設置 ● 取締役会への報告
--

¹⁰ 九州 FG ウェブサイト「サステナビリティマネジメント」 <https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/csrmanagement/>

¹¹ 九州 FG プレスリリース <https://www.kyushu-fg.co.jp/newsrelease/pdf/20200929.pdf>

¹² 九州 FG2024 年統合報告書（本編） https://ssl4.eir-parts.net/doc/7180/ir_material8/234038/00.pdf

JCRによる確認結果

九州 FG は、国連が定めた持続可能な開発目標である SDGs の趣旨に賛同し、全役職員が主体的に取り組むことを宣言している。

九州 FG の中核会社である鹿児島銀行は、九州 FG の「サステナビリティ宣言」に基づいて、企業理念に基づいた従来からの「ESG 経営の徹底」を行うことで、地域の持続的な発展と当行の企業価値向上を図り、SDGs の実現を目指している。鹿児島銀行は、2020 年 9 月に責任銀行原則に署名して取り組みを進めるとともに、その取り組み内容を対外的に開示している。

以上より、JCR は、鹿児島銀行の経営陣がサステナビリティへの取り組みを経営の優先度の高い重要課題と位置付けていること、鹿児島銀行においてサステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されていること、鹿児島銀行によってサステナビリティ経営におけるサステナブルファイナンス実行の意義が整理され、社内に周知されていることを確認した。

2. 適格クライテリアの設定

2-1. JCR の評価の視点

- (1) 鹿児島銀行は、本ファイナンスの借入について明確な方針、プロセス、及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有している。
- (2) グリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトが環境改善効果又は社会的便益とネガティブな影響の両方を与える場合、プロジェクトにおいてネガティブな影響の回避策又は緩和策がとられていることを鹿児島銀行及び借入人によって確認するプロセスが整備されている。

2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) 適格クライテリアの設定について

鹿児島銀行は、本フレームワークにおいて、資金使途の対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）について関連原則類で示されたプロジェクト分類及び市場における資金調達事例を参照しながら、以下の資金使途について適格クライテリアを設定した¹³。

表 3：鹿児島銀行が本フレームワークで定める資金使途分類¹⁴

グリーンプロジェクト		ソーシャルプロジェクト	
1	再生可能エネルギーに関する事業	1	医療・福祉に資する事業
2	省エネルギーに関する事業	2	子育てに資する事業
3	クリーンな運輸に関する事業		
4	グリーンビルディングに関する事業		

(2) ネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

鹿児島銀行は、借入人が本ファイナンスの資金使途の対象となるプロジェクトが有する（潜在的に）重大な環境・社会に対するネガティブな影響の有無特定し、（潜在的に）重大な影響がある場合には、回避策・緩和策を講じていることを確認する。

鹿児島銀行は、特に環境・社会面の（潜在的な）ネガティブな影響の発現が予見される案件や影響が不明な案件において、ネガティブな影響及びその緩和策の適切性などについて、外部機関の知見を活用して影響の内容を確認し、ファイナンス実行の是非を判断することとしている。

(3) ネガティブ・スクリーニング

九州 FG は、「サステナブル投融資方針」¹⁰において、環境や社会に対して負の影響を助長する可能性の高いセクターを特定し、本セクターへの投融資は原則として行わないことを定めている。具体的には、本方針の 2 において、下表に示すセクターへの投融資は原則として行わないこととしている。鹿児島銀行は本方針に従って投融資を行っている。

¹³ 適格クライテリアについては非開示

¹⁴ 今回策定したフレームワーク

表4：九州FGが原則投融資を取り組まないセクターとして公表している先一覧¹⁰

- (1) 新設の石炭火力発電事業¹⁵
- (2) クラスター爆弾製造関連事業等の非人道的事業
- (3) 強制労働や児童労働等の人権侵害が懸念されるパーム油農園開発事業等¹⁶
- (4) 原生林や生態系の破壊など環境への甚大な影響が懸念される森林伐採事業等¹⁶

¹⁵ 例外的に対応する場合は、所在国のエネルギー政策や国際的なガイドライン等を参考に、慎重に判断することとしている

¹⁶ 国際認証の取得状況等に留意の上対応することとしている

JCRによる確認結果

グリーンローンに係る適格クライテリアに定められたプロジェクト分類は、関連原則類で示されたものと適合している。また、各プロジェクト分類に属する個別の資金用途についても、適格性の基準が定められており、いずれも明確な環境改善効果が認められることが前提とされている。

ソーシャルローンに係る適格クライテリアに定められたプロジェクト分類は、関連原則類で示されたものと適合している。鹿児島銀行は、以下の両方又はいずれか一方を満たすものとして、あらかじめ特定した分類、事業区分、対象とする人々、対象となる資金用途をフレームワークで定めている。

- ① プロジェクトそのものが特定の社会課題への対処や軽減を目指すものであること
- ② プロジェクトがある一定の対象となる人々、また社会にとってポジティブな社会的成果の達成を追求するものであること

また、各プロジェクト分類に属する個別の資金用途のいずれも明確な社会的便益が認められることが前提とされている。

本ファイナンスの対象となる案件はすべて環境・社会に与えるネガティブな影響に関しても精査される予定である。ネガティブな影響の精査は、鹿児島銀行によりプロジェクト毎に予め特定された事項を参照して行われることとなっている。また外部専門家による評価が参照され、リスクを査定されることもある。九州FGは「サステナビリティ投融資方針」において、環境や社会に対して負の影響を助長する可能性の高いセクターに対する投融資については、原則として取り組まないことを開示している。これより、JCRは鹿児島銀行が特定する環境・社会的リスクを排除することができ、より環境改善効果又は社会的便益に貢献するプロジェクトを選定することが可能となると評価している。

以上より、JCRは、本フレームワークにおいて明確な適格クライテリアが定められていること、鹿児島銀行は本ファイナンスに即した適切な基準を参照し、適切な手続きを経てリスクの精査を行い、環境改善効果又は社会的便益を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことを確認するものと評価している。

3. 実施体制とプロセス

3-1. JCR の評価の視点

- (1) サステナブルファイナンス対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められている。
- (2) 鹿児島銀行の借入人がサステナブルファイナンスを通じて実現しようとするサステナビリティ目標（環境改善効果・社会的便益）、調達資金の充当対象とするプロジェクトが環境・社会面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当である。
- (3) プロジェクト組成の初期段階において、個々のプロジェクトのグリーン又はソーシャル適格性が担当部署によって評価した上で選定するプロセスになっている。
- (4) プロジェクトの組成検討に際して、鹿児島銀行内部の専門的知見を有している部署や外部機関が、プロジェクトの評価プロセスに関与している。
- (5) 鹿児島銀行は、外部の専門家に意見を求めることにより、自らのグリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクト及び環境・社会方針を検証している。

3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) プロジェクトの選定関与者

本フレームワークに基づき提供するグリーンローン又はソーシャルローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）の選定関与者及びそれぞれのプロセスにおける役割は下記の通りとなる。なお、各部門は独立した立場でプロジェクトの選定を行い、本フレームワークの公平性及び継続性を保つことを前提としている。

表5：本フレームワークに係る鹿児島銀行内の業務分掌¹⁷

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	営業店	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンローン/ソーシャルローンの相談受付に対する顧客対応全般、受付及び受付時スクリーニング ・契約締結、実行後フォロー
	地域支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店への支援
審査関連部署	営業統括部	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンローン/ソーシャルローン受付時スクリーニングのチェック
	融資部	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンローン/ソーシャルローンに係る与信判断、グリーン性又はソーシャル性の確認
企画関連部署	営業統括部	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックワーク作成、商品規程整備、実施体制整備、所管部との調整
	経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックワーク作成に係る助言 ・プレスリリース

¹⁷ 鹿児島銀行からのヒアリング

(2) プロジェクトの選定プロセス

鹿児島銀行は、プロジェクトの選定に際し、以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ① プロジェクトの適格性を評価するプロセス
- ② 「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」、又は「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」へ準拠していることを確認するプロセス
- ③ プロジェクトのリスク評価にかかるプロセス
- ④ 貸出の審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的に貸出の実行を最終判断（承認）するプロセス

借入人は、鹿児島銀行が定める書式を通じて、プロジェクトを通じて実現したいサステナビリティ目標やプロジェクト自体のサステナビリティの視点に基づく妥当性について確認を行い、鹿児島銀行に提出することが想定されている。

(3) 本フレームワークに対するプロジェクトの適合性

鹿児島銀行は、本フレームワークに基づくプロジェクトを検討する初期段階において、営業店は地域支援部の助けを得て受付スクリーニングのチェックを行い、その内容について営業統括部が確認を行うフローを構築している。

プロジェクトの審査を行う融資部において、融資に関する与信判断のほか、グリーン性又はソーシャル性の確認を行うフローとなっている。営業統括部の受付スクリーニングも含めて、対象プロジェクトの本フレームワークへの適合性について、複数の部署が確認・承認するプロセスが構築されている。

(4) 外部機関の関与

鹿児島銀行は、自らのグリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクト及び環境・社会に係る方針について、適宜外部専門家の知見を活用しつつ見直すこととしている。

JCRによる確認結果

鹿児島銀行が本ファイナンスを実施する際の業務分掌は、上記選定プロセスに対応しており、フロント関連部署、審査関連部署、企画関連部署に分かれている。営業統括部は、本フレームワークを策定・管理する部署であり、適合性に係る知見が備わっている。

以上より、JCRは、鹿児島銀行内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与すること及びグリーン性又はソーシャル性を評価する部署がアドバイスを行う部署やフロント関連部署からは独立していることなどから、適切な業務分掌であると評価している。

選定のプロセスは、借入人との対話による本ファイナンスの一次評価から、当該ファイナンスの与信審査、グリーン性又はソーシャル性の適合性に係る審査を経て、最終的なファイナンスの決定までが定められている。一次評価は、借入人と対話する営業店が行う。鹿児島銀行内でのグリーン性等の適合性評価について、営業統括部が受付時スクリーニングのチェックを行い、融資部において与信判断とともにグリーン性又はソーシャル性の確認が行われることとなっており、適切に評価を行う仕組みが確保されていると判断される。本ファイナンスの実行に係る最終判断は、融資部長が決定することとなっている。また、プロジェクト組成や方針の検証等において、必要に応じて外部機関の知見を活用することとしている。

以上より、3-1で示す評価の視点に基づいて、本項で定められたプロセスは適切であるとJCRは評価している。

IV. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

1. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	鹿児島銀行の対応
調達資金の使途	III で確認した通り、鹿児島銀行は本ファイナンス実施に際し、適格クライテリア、ネガティブな影響のおそれに対する対応策、除外リストを設け、環境改善効果・社会的便益のあるプロジェクトに限定している。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	鹿児島銀行は、借入人がサステナブルファイナンスの調達に際して、関連原則類が求める評価規準、選定基準及びプロセスに係る事項を満たしているかどうかを審査する体制を構築している。
調達資金の管理	鹿児島銀行は、ファイナンスの実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することを必須としている。調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人との確約事項としている。他の資金等への流用等、取扱継続が困難と判断した場合の対処方法も定められている。
レポートニング	鹿児島銀行は、資金調達前にレポートニングの頻度と内容についてあらかじめ借入人と合意し、確約事項としている。 予め定めたプロジェクトの環境改善効果・社会的便益等について、借入人が鹿児島銀行に対し、ローン実行時及び年に1回報告することが合意される予定である。

JCR による確認結果

JCR は、本ファイナンスが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項を鹿児島銀行があらかじめ定めていることから、本フレームワークに基づき実行される個別ファイナンスは関連原則類に適合していると評価している。

V. 結論

以上より、本フレームワークで設定された適格クライテリアが関連原則類で認められた事業等を対象としている点、鹿児島銀行が本ファイナンスの実施に際して適切な実施体制を整備している点で、関連原則類に適合していることを JCR は確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則類に適合していることを JCR は確認した。

(担当) 菊池 理恵子・間場 紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、サステナブルファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、JCR によるサステナブルファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナブルファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、ICMA、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び金融庁が策定した以下の原則及びガイドラインを参照しています。

- ・グリーンローン原則
- ・グリーンローンガイドライン
- ・ソーシャルローン原則
- ・ソーシャルボンドガイドライン

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本フレームワークの事業主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるかを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるかを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル